

シンポジウムⅡ 生き残りをかけた赤十字の国内救護

10月24日(火) 10:30～12:10 第1会場(仙台国際センター 会議棟 2階 大ホール)

座長：勝見 敦(武蔵野赤十字病院 救急部長)

内藤万砂文(長岡赤十字病院 医療社会事業部長)

S2-04 日赤シンクタンク設立のすすめ

山形県立中央病院 副院長

もりの かずま
森野 一真

日本赤十字社法によれば、日本赤十字社(以下、日赤)は赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とし、(1)赤十字に関する諸条約に基く業務、(2)非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護、(3)常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業などを行う団体とされ、これまで幾多の災害における活動は評価されている。一方、課題も少なくないと考えられ、今回検討する。

非常災害時の救護の実施主体は被災都道府県支部(以下、支部)に任され、防災業務計画は支部が考案する。しかしながら、計画実行のための具体的な方策が明確でないため、組織的な活動が難しいと考える。例えば、被災都道府県内の活動拠点設置の要否に関しては示されておらず、支部が被災都道府県全域を直接対応する構造となり、広域災害への対応が十分にできない可能性が高く、東日本大震災以降、都道府県、地域、市区町村という三階層における災害医療コーディネート体制が整備の動きにも対応できているとは言い難い。また、各ブロックにおいて計画的な訓練を求めているものの、方策が明確でないため、訓練の標準化が遅れ、その質の管理も課題と思われる。南海トラフ地震や首都直下地震への対応では、救護班員のみならず全職員対応の可能性も早急に検討すべきである。これらの課題解決には、災害救護に携わる医療従事者を主とするシンクタンクを構成し、防災業務計画の見直しや具体的な方策の検討とともに、支部やブロックにおいても医療従事者を取り込んだ具体的な計画や方策の策定、訓練の標準化と質の向上が必要ではないだろうか。